

岩手県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第471号）で公示した公共測量を終了した旨釜石市長から次のとおり通知があった。

令和8年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市内
- 2 実施した期間 令和7年5月9日から令和8年3月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 数地図化レベル2500